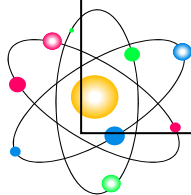




住信 年金情報

# PENSION NEWS

(平成 21 年 7 月 14 日)



年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 財政運営の一部改正、特例的扱いに関する通知

平成 21 年 7 月 10 日付けで標記に関する通知が発出されておりますのでご案内します。

厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090710pnpsdmhlw1.pdf>

厚生年金基金の長期運営計画の策定について

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090710pnpsdmhlw2.pdf>

なお、5 月 29 日の PENSION NEWS(※)にてご連絡のとおり、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。

(※) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090529pnpsdsm.pdf>

#### 1. 改正の概要

- ・ 上記(※)のご連絡の内容と概ね同様です。今回新たに判明した内容に下線を付しております。
- ・ いずれの措置も、平成 20 年度決算における対応は不要です。

#### 財政運営基準の改正

##### (1) 厚年基金の最低責任準備金の算定に関する期ズレへの対応

厚年基金の最低責任準備金の算定に用いる利率については、厚生年金本体の実績利回りを基に決定されていることから、最大 1 年 9 ヶ月の乖離（期ズレ）が生じていますが、継続基準においてこの期ズレを実質的に解消するための措置が講じられます。

なお、計算方法の詳細については別途定められるとされていますが、最低責任準備金の定義および非継続基準における取扱いは不変とし、決算の継続基準においては次の「②－①」の金額を最低責任準備金に加算することになると考えられます。

- ① 現行の方法により算出した最低責任準備金
- ② コロガシ計算が導入された平成 11 年 10 月から決算年度末までの付利利率を、現行の適用期間から 1 年 9 ヶ月前倒して算出した最低責任準備金

(付利利率について)

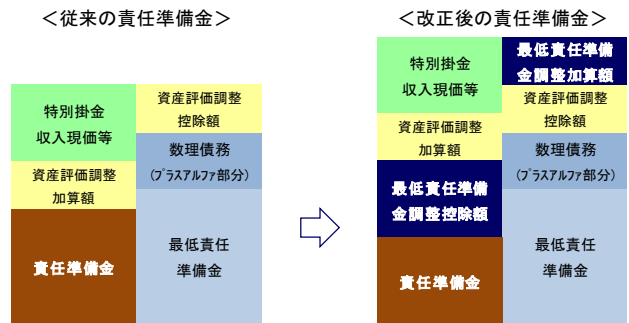
付利利率の告示は 12 月に行われますが、②の算定における直近の付利利率は 8 月に公表される厚生年金本体の時価ベースの実績利回りをを用いる。

責任準備金および掛金算定時の未償却過去勤務債務残高は以下のように定義されます。

責任準備金＝数理債務＋最低責任準備金  
 －未償却過去勤務債務残高(\*1)  
 ＋資産評価調整控除額＋最低責任準備金調整加算額  
 －資産評価調整加算額－最低責任準備金調整控除額  
 (\*1)特別掛金収入現価＋特例掛金等収入現価

未償却過去勤務債務残高＝数理債務＋最低責任準備金  
 ＋最低責任準備金調整加算額  
 －数理上資産額(\*2)－最低責任準備金調整控除額

(\*2)数理的評価を加味した額で、給付改善準備金、繰入準備金、留保する別途積立金を控除したもの



また、貸借対照表は以下になると思われますが、詳細は今後明らかにされる見込みです。

<調整金額を加味する前のバランスシート>

年金資産	数理債務 (プラスアルファ部分)
特別掛金 収入現価	最低責任 準備金
繰越不足金	



<調整金額を加味したバランスシート>

年金資産	数理債務 (プラスアルファ部分)
特別掛金 収入現価	最低責任 準備金 (期スレ調整後)
繰越不足金	調整額

or

年金資産	数理債務 (プラスアルファ部分)
特別掛金 収入現価	最低責任 準備金
繰越不足金	
調整額	

<留意事項>

- ・ 本取扱いは選択制ではなく全基金共通
- ・ 本取扱いは、平成 21 年度決算以降、もしくは平成 22 年 4 月 1 日以降に適用される掛金の計算から適用

財政運営における特例的扱い

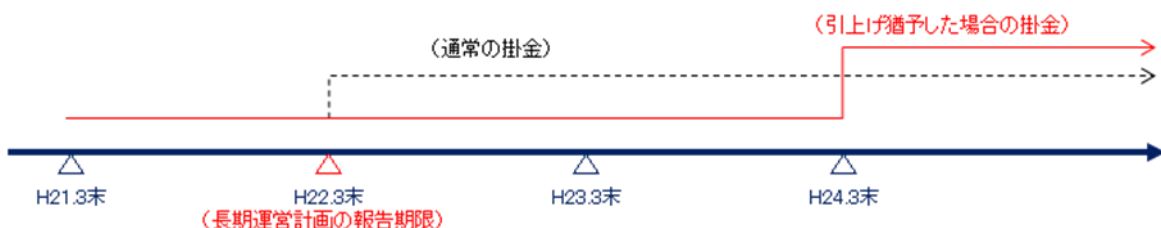
(2) 掛金引上げの猶予

平成 20 年度末以降の決算に基づく財政検証で継続基準に抵触した場合や、財政再計算、変更計算により平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に掛金の引上げが必要となった基金においては、本来の規約変更の申請期限までに長期運営計画を提出することで当該掛金の引上げの全部または一部を猶予することができます。

<留意事項>

- ・ 昨年度実施された掛金引上げ猶予措置と異なり、特別掛金・特例掛金だけでなく標準掛金も猶予の対象
- ・ ただし、免除保険料率変更に伴う掛金変更の対応はこの限りではない

なお、長期運営計画の概略は後記「2」をご参照ください。

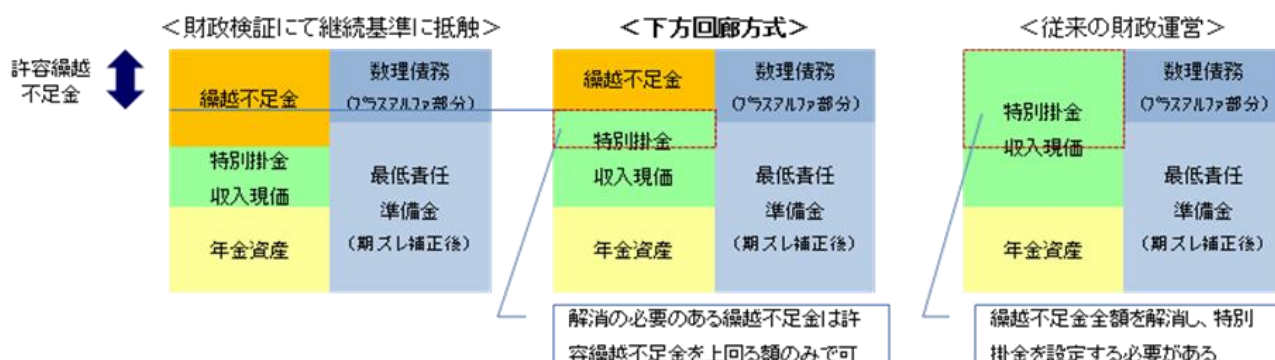


### (3) 下方回廊方式の導入

平成 21 年 3 月末から平成 24 年 3 月末までを事業年度末とする決算において継続基準の財政検証に抵触した場合(※)、これまでは繰越不足金を全額解消する必要がありましたが、下方回廊方式の導入により許容繰越不足金の全部または一部を控除した繰越不足金のみを解消することが可能となります。

#### <留意事項>

- ・ 給付区分ごとに特別掛金を設定する場合は、許容繰越不足金を合理的に配分
- ・ 財政再計算や、上記(※)以外の変更計算においては、下方回廊方式の適用は不可（繰越不足金を全額解消する必要がある）



## 2. 長期運営計画の概要

### ① 長期運営計画策定の目的

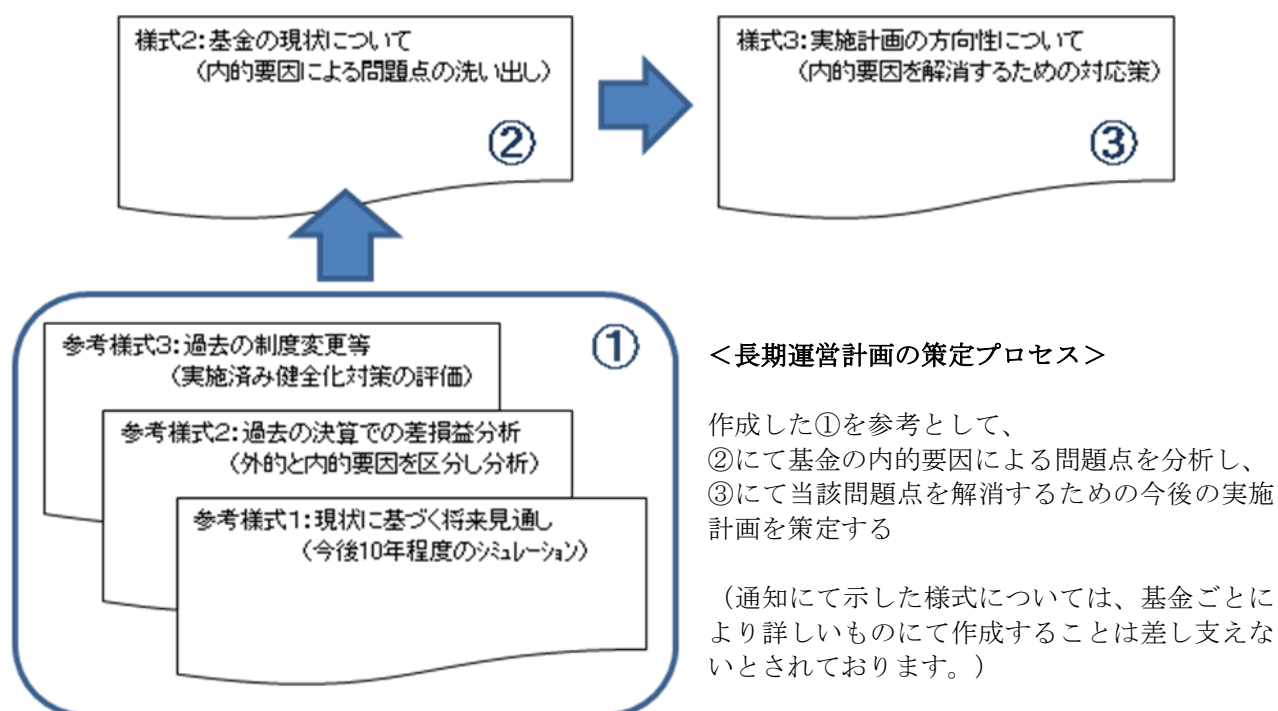
長期運営計画は、厚生年金基金が自らの財政状況等の分析および今後の事業運営のあり方の検討を踏まえ、長期的に持続可能な事業運営を図るために策定するものとされており、以下のような内容がガイドラインとして示されております。

- ・ 運用環境の悪化など日本経済全体が等しく被った外的要因による不足の解消を必ずしも目的とするものではなく、制度設計・運用方針・加入員数等の基礎構造など、基金の内的要因による問題点の解消を目的とするものであること。
- ・ 平成 19 年度および平成 20 年度における運用環境の悪化に起因する積立不足の解消策を講ずるものではないこと。
- ・ 過去の制度設計や運用方針における判断に対する責任を追及する趣旨ではなく、将来必要な改革を具体的に検討するために過去を振り返って分析するという視点が適当であること。
- ・ 掛金引上げの猶予期間内に長期運営計画で定めた事項を準備し、当該期間終了後には可能な限り内的要因による問題の解消に努めること。
- ・ なお、掛金引上げ猶予を行わない基金であっても、長期運営計画の策定が望ましいとされていること。

なお、長期運営計画は認可もしくは承認を要するものではないとされています。

## ② 長期運営計画の策定手続

長期運営計画の策定イメージは以下の通りで、策定にあたっては、母体企業や関係団体と十分協議し、代議員会の議決を経て策定することとされています。なお、策定にあたっては指定年金数理人等の意見を適宜参考とすることとされていますが、署名は不要であるとされています。



## ③ 長期運営計画の変更

長期運営計画の実施においてフォローアップを行うとともに、必要に応じて計画の変更を行うこととされています。

以上